

【環境委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類18件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき「京都議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するため、同議定書の締結に必要な国内法として提案された。その主な内容は、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部の設置等、その実施に必要な体制の整備を図るほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定めている。委員会においては、途上国の地球温暖化対策への我が国の支援の在り方、京都議定書に定める温室効果ガス6%削減目標達成の可能性、運輸部門における二酸化炭素排出抑制対策の在り方、地球温暖化対策としての原子力発電の位置付け、再生可能エネルギーの開発促進の必要性、事業者等からの温室効果ガス排出量の実態把握の必要性、森林吸収源の活用のは非、炭素税導入の必要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、民主党・新緑風会及び日本共産党より、京都議定書達成目標計画の策定に当たって広く一般から意見聴取を行うこと等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。また、本法律案の基となる京都議定書の締結についての承認も外交防衛委員会の審査を経て議決された。

土壌汚染対策法案は、近年、工場跡地等の再開発を行う場合などにおける土壌汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壌汚染が顕在化してきており、こうした土壌汚染によりヒトの健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壌が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出等の措置を講じようとするものがある。委員会においては、汚染原因者の特定に当たっての都道府県及び国の対応の在り方、汚染の除去等の措置としての浄化の位置付け、指定地域台帳掲載内容及びその公開の在り方、操業中の特定有害物質を使用する工場等の汚染防止対策の必要性、本案による土地取引の影響等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、民主党・新緑風会及び日本共産党より、目的規定に土壌の汚染によるヒトの健康に係る被害の未然防止についての文言を明記すること等を内容とする修正案が提出された。次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案は、本院先議に係るもので、最近における鳥獣の保護及び狩猟の適正化の要請への的確な対応を図るため、狩猟免許に係る障害者の

欠格条項の見直し、水鳥の鉛中毒の防止、違法な鳥獣の捕獲等の防止、捕獲等をした後の報告等に関して所要の規定の整備を図るとともに、片仮名書きの文語体である鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の条文を平仮名書きの口語体に改めようとするものである。委員会においては、本法の適用除外となる鳥獣の定め方、平成11年改正時の鳥獣保護法見直し規定への対処姿勢、生物多様性の確保担保措置充実の必要性、鳥獣による農林業被害の状況と被害防止対策の現状、総合的な移入種対策の必要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党岩佐委員より反対討論が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

自然公園法の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、自然公園における生物の多様性の確保を旨として、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、新生物多様性国家戦略と本改正案との関わり、自然公園内におけるトイレ整備等過剰利用対策の必要性、環境教育充実の重要性、里地里山保全等に係るNGOへの支援拡充策、自然再生事業への取組姿勢等について質疑を行った。質疑終了後、日本共産党より、目的規定について生物多様性の確保の観点を盛り込むこと等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

さらに、経済産業委員会に付託された使用済自動車の再資源化等に関する法律案について、経済産業委員会との連合審査を行った。主な質議は、シュレッダーダストリサイクル（ASR）業者の位置付け明確化の必要性、本法律案と廃掃法との関係、輸入車に対する有害物質使用規制への取組状況、廃タイヤのリサイクルの現状と対応策、資金管理法等3法人に対する監視機能の在り方、自動車部品素材としての植物起源プラスチック使用の可能性、離島における使用済自動車リサイクル対策の現状と課題、本法律案における拡大生産者責任に対する考え方などである。

【国政調査等】

3月14日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策に関する件について、大木環境大臣から所信を聴取するとともに、山下副大臣から平成14年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、川寄公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務等に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

同月19日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について質疑を行った。主な質議は、台風の大型化等の異常気象現象と地球温暖化との関連性、CO₂の森林吸収源等地球温暖化対策の実効性、新地球温暖化対策大綱の策定過程の経緯と今後の大綱見直しの可能性、希少動植物種の保護及び移入種問題の対策の在り方、新生物多様性国家戦略の意義とその国民への周知徹底策、分別収集等自治体のゴミ処理体制の現状とそのあるべき体制、シックハウス対策及びその被害者対策への取組姿勢、市民活動主体の自然再生事業に対する支援の在り方、国際協力銀行及び日本貿易保険両機関の環境ガイドラインについての差異などである。

同月29日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度環境省、総務省（公害等調整委員会）

所管予算について審査を行った。主な質疑は、環境行政への取組についての環境大臣の決意、新地球温暖化対策推進大綱の運用の在り方、容器包装リサイクル法の運用の在り方、家庭から排出される生ゴミのリサイクル対策を推進する必要性、農薬、P C B由来のダイオキシンを含めた総合的ダイオキシン対策の必要性、地球憲章の意義とその趣旨をヨハネスブルグ・サミットで採択することの重要性、家電リサイクル法施行に伴う不法投棄増加への対処策、環境教育における体験学習の重要性と学習の場の整備充実の必要性などである。

4月23日、環境及び公害問題に関する調査のうち、G 8環境大臣会合及び第4回日中韓3カ国環境大臣会合に関する件を議題とし、大木環境大臣から報告を聴取した。

7月11日、地球環境問題及び循環資源問題への取組状況等に関する実情調査のため、海洋科学技術センター横浜研究所、日本鋼管株式会社京浜製鉄所を視察した。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について大木環境大臣から所信を聴いた。
- 平成14年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について山下環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について川崎公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について大木環境大臣、山下環境副大臣、古屋経済産業副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事浜中秀一郎君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月28日（木）（第4回）

- 自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月2日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月9日（火）（第6回）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）について大木環境大臣か

ら趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月11日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月16日（火）（第8回）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）について参考人独立行政法人森林総合研究所東北支所地域研究官三浦愼悟君、野生生物保全論研究会事務局長坂元雅行君、みどりのコンビナート研究所主宰村尾行一君及び獣害総合研究所代表高木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月18日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）について大木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第81号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月23日（火）（第10回）

- 土壤汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- G8環境大臣会合及び第4回日中韓三カ国環境大臣会合に関する件について大木環境大臣から報告を聴いた。

○平成14年4月25日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 土壤汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月9日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 土壤汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、君津市環境部環境保全課主幹鈴木喜計君、社団法人土壤環境センター運営委員長大野眞里君及び大阪市立大学大学院教授畑明郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月21日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 土壤汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）について大木環境大臣、山下環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第27号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年5月23日(木)(第14回)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第84号)(衆議院送付)について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月29日(水)(第15回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第84号)(衆議院送付)について参考人京都大学経済研究所所長佐和隆光君、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議専務理事早川光俊君、元日本経営者団体連盟環境安全特別委員会委員長山路敬三君及び毎日新聞社論説委員横山裕道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月30日(木)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第84号)(衆議院送付)について大木環境大臣、山下環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第84号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年6月27日(木)(第17回)

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(閣法第86号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成14年7月2日(火)

経済産業委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

(経済産業委員会を参照)

○平成14年7月31日(水)(第18回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1854号外17件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

土壤汚染対策法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、近年、工場跡地等の再開発の際などにおける土壤汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壤汚染が顕在化してきており、こうした土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壤汚染対策の実施を図るため、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出などの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律の目的は、土壤の特定有害物質（鉛、砒^ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。）による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することとする。

2 土壤汚染状況調査の実施

土壤汚染の状況を的確に把握するため、特定有害物質の製造、使用又は処理をする施設であつて、使用が廃止されたものに係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者等は、その土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべきものとする。

また、都道府県知事は、土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壤汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとする。

3 指定区域の指定及び台帳の調製

土壤汚染状況調査の結果、その土地の土壤汚染の状態が一定の基準に適合しない場合に、その土壤汚染の管理を適切に図るため、都道府県知事は、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、保管すべきものとする。

4 土壤汚染による人の健康被害の防止措置の実施

土壤汚染による人の健康に係る被害の防止を図るための措置として、都道府県知事は、指定区域内の土地について、土壤汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者等以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかであつて一定の場合には、その行為をした者に対し、それ以外の場合には、その土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとする。あわせて、この命令を受けた所有者等は、その汚染が他の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができることとする。

また、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者にその施行方法等を都道府県知事に届け出ることを義務付けるとともに、都道府県知事は、その届出に係る施

行方法が一定の基準に適合しないと認めるときはその計画の変更を命ずることができることとする。

5 指定調査機関の指定

本法に基づく土壤汚染状況調査を行う者として環境大臣が指定する指定調査機関について、その指定手続、土壤汚染状況調査の義務等の所要の規定を設けることとする。

6 指定支援法人の指定

環境大臣は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、指定支援法人として指定することができるものとし、指定支援法人は、その業務に関する基金を設け、政府から交付を受けた補助金と政府以外の者からの出えん金をもってこれに充てることとする。

7 施行期日

この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質以外の他の物質による土壤汚染の実態把握などについて早急な科学的知見の集積に努めるとともに、土壤汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。
- 2 土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には、適切な対応が行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
- 3 操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについては、土壤汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。
- 4 操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。
また、汚染された土壤の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。
- 5 指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。
- 6 汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。
- 7 土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。

- 8 農薬による土壌汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。
- 9 土壌に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集し客観的な基準の設定について検討を進めること。
- 10 本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後10年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。
右決議する。

自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（先議）

【要旨】

本法律案は、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、自然公園における生物の多様性の確保を旨として、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別地域等における行為規制の追加

国立公園又は国定公園の特別地域等において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆虫類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域内への立入り等を追加することとする。

2 利用調整地区制度の創設

国立公園又は国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定し、当該地区に立ち入るには環境大臣又は都道府県知事の認定等を要することとする。

3 風景地保護協定制度的創設

環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等に代わって行うことができることとする。

4 公園管理団体制度の創設

環境大臣又は都道府県知事が、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体等を指定する制度を創設する。

5 都道府県立自然公園への適用

都道府県立自然公園について、条例で、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体に係る規定を定めることができることとする。

6 その他

罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図る。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

生物多様性の確保の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て適切な措置を講ずべきである。

- 1 新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。
- 2 自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。
- 3 自然公園内の里地里山の保全に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、NGOとの連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。
- 4 自然公園内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講じること。
- 5 登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに対し、入園規制を含めた適切な手法を検討すること。
- 6 公園計画の策定に当たっては、地域住民、NGO等関係者の意見を十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な見直しが行われるようにすること。

また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。

- 7 自然公園の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による自然公園に係る調査研究を推進し、自然公園の管理及び運営の基盤となる科学的知見の集積の充実に努めること。
- 8 自然公園における環境教育及び環境学習の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。
- 9 自然公園が生物多様性保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、公園管理に係る人員及び予算の一層の充実に努めること。

右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の要請への適確な対応を図るため、狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し、水鳥の鉛中毒の防止、違法な鳥獣の捕獲等の防止、捕獲等をした後の報告等に関し、規定を整備するとともに、片仮名書きで文語体である鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律の条文を、平仮名書きの口語体に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 狩猟免許に係る障害者の欠格条項について、狩猟に伴う安全の確保に支障を来さないようにしつつ、障害者の参加を不当に阻むことがないように、必要な見直しを図る。
- 2 水鳥の鉛中毒被害の防止のため、水辺域における鉛製散弾の使用を制限する指定猟法禁止区域を設けることができることとするとともに、生態系に重大な影響を及ぼす鳥獣の殺傷個体の放置を防止するための措置を講ずる。
- 3 違法な鳥獣の捕獲等を防止するため、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止等の措置を講ずる。

- 4 鳥獣の生息状況を的確に把握するため、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者又は狩猟者は、捕獲等をした鳥獣について必要な報告を行わなければならないこととする。
- 5 手続の合理化を図る観点から、鳥獣の捕獲等について、この法律及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく環境大臣の許可手続を調整する規定を置く。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

野生鳥獣は、生物多様性の重要な構成要素であり、永く後世に伝えていくべき国民の共有財産である。かかる観点から、政府は、現行の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律について、平成11年の法改正時に付された附帯決議事項の誠実な履行に努めるほか、同改正法附則により法施行後3年を目途とされている見直しに的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 生物多様性の確保に向けての担保措置の整備充実を図るとともに、野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。
- 2 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することを目的とする捕獲等については、スポーツハンティングとの区分を明確にすること。
- 3 本法第13条によって捕獲許可等を要しない種、並びに、第80条によって適用が除外される「他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている」種を環境省令で定めるに当たっては、科学的根拠のある適切な調査及び広範な国民からの意見聴取を行うなど、その手続の透明化を図ること。
- 4 ニホンザル、ツキノワグマ及びヒグマが、捕獲許可なく、あるいは捕獲許可目的を偽って、違法捕獲され、それら捕獲個体の実験動物目的、あるいは製薬目的で譲渡されることがないように、大学、市町村、狩猟者にその徹底を図るとともに、捕獲許可事務の適正な運用に努め、併せて違法捕獲・飼養を行う業者の取り締まりを強化すること。
- 5 生物多様性への影響が懸念されている移入種問題については、本法の更なる改正を含め総合的な対策を早急に構築すること。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画を策定することとし、その実施の推進に必要な体制の整備を図るとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 京都議定書目標達成計画

政府は、「京都議定書」の約束を達成するため、京都議定書目標達成計画を定めるとともに、平成16年及び平成19年において、計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じ変更することとする。

2 地球温暖化対策推進本部

内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を進める体制を整備することとする。

3 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる「地球温暖化対策診断」の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体・事業者・住民等からなる地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することとする。

4 森林等による吸収作用の保全等

森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することとする。

5 国内制度の在り方の検討

京都メカニズムの活用のための国内制度の在り方の検討に関する規定を整備することとする。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 地球温暖化対策の推進には国民の参加と協力が不可欠なことから、京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、同計画の策定段階からの国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。
- 2 地球温暖化対策地域協議会ができるだけ多くの地域で組織されるよう、その趣旨の周知を図るとともに、必要な支援措置を講ずること。また、同協議会については、その協議対象を地域住民の家庭生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置に限定することなく、当該地域における温室効果ガスの削減に資するまちづくりなど幅広く協議する場とすることを妨げないこと。
- 3 本改正を契機として都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定が早急に行われるよう、未指定の都府県に対して強く働きかけるとともに、同センターの運営及びNPO活動に対する支援措置の拡充を図ること。
- 4 現行法第7条第2項第3号に規定する政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画が未だ策定されていないことは極めて重大であることにかんがみ、これを早急に策定すること。
- 5 実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体ごとの温室効果ガスの排出量の把握が重要となることから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。

また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共有化を進め、集計・公表の大幅な迅速化を図るこ

と。

- 6 森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に向けて、森林・林業基本計画等に基づく森林の整備等を着実に実施すること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図るとともに、人的・財政的措置の拡充に努めること。
 - 7 本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到来前であっても、随時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。なお、排出量取引等の京都メカニズムについては、これが国内対策に対して補足的であるとの原則に十分留意して、その活用のための国内制度のあり方の検討に当たること。
 - 8 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高める上で考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。
 - 9 京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（４件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※27	土壌汚染対策法案	衆	14. 2. 15	14. 4. 22	14. 5. 21 可決 附帯	14. 5. 22 可決	14. 3. 19 環境	14. 4. 5 可決 附帯	14. 4. 9 可決
○14. 4. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 19 衆本会議趣旨説明									
29	自然公園法の一部を改正する法律案	参	2. 18	3. 27	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決	4. 5 環境	4. 12 可決 附帯	4. 16 可決
81	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案	参	3. 18	4. 8	4. 18 可決 附帯	4. 22 可決	5. 31 環境	7. 2 可決 附帯	7. 5 可決
84	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 29	5. 22	5. 30 可決 附帯	5. 31 可決	4. 18 環境	5. 21 可決 附帯	5. 21 可決
○14. 5. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 18 衆本会議趣旨説明									

(注) 附帯 附帯決議